工事番号

						<u> </u>				
入札閲覧	定用設計	書			入札年月日	令和7年11月6	日			
局長副局長	課長	課長補佐		合議			主査			
業務名	北栄町江北海岸地	L栄町江北海岸地区保安林改良事業 (D工区)								
位置	東伯郡北栄町江北									
工期	令和8年3月13	日まで	監督員予定者	井本 幹彦	設計 者	井本 幹彦				
入札について	1 鳥取県会計規則による。									
指導事項	2 暴力団排除に 業務に関して	防止 (交通及び ついて 、暴力団からの)		て、特に留意すること。 求に対し断固としてこれを拒否し、 協力をすること。	、また被害に対し	ては、				

契約図書

数 量 総 括 表

業務名	北栄町江北海岸地	区保安林改良事業(D工	区)	事業区分 業務区分	
工種	・種別・細別	規格	単位		摘要
<合計>					
植栽工			ha	0. 10	植栽密度:5,000本/ha
静砂工			m	238	格子状(縦10m×横10m)に設置
防風工			m	20	H=3. Om
ノ内部へ					
<内訳> 植栽工					
们且水、工、	立木切倒、枝払、集積		本	70	傾斜0°、植生疎密度 中
	地拵え		ha		灌木地中高木
	松くい虫抵抗性クロマツ (コンテナ苗)	2年生 苗長20cm以上	本		(クロマツ:アキク゛ミ=7:3)
	アキグミ (ポット苗)	苗長50cm以上	本	150	
静砂工	(ベクド田)				
	静砂垣	竹簣(H=1.0m)	m	238	
防風工					
	間伐材防風工	H=3.0m	m	20	スギ県産材、タナリス加圧注入材
	バックホウ掘削		式	1	
	埋戻し		式	1	
仮設					
	敷鉄板設置・撤去	22cm×1219cm×2438cm, 513kg	枚	30	
標識工					
	木製標柱設置	スギ県産材 (10cm×10cm×150cm)	基	1	

令和7年度 保安林改良事業施行地一覧表									
施行	対 象	地	概要		令	和7年度 事業	備	考	
市町	大 字	字	地番	改良 内容	面積 延長	施工内容			
				植栽	1 111ha	松くい虫抵抗性クロマツ植栽N=350本			
II. **/ m_	-					アキグミ植栽N=150本			
北栄町	江北	灘際	2905-24	静砂工	238m	H=1.0m			
				防風工	20m	H=3.0m			

北栄町江北海岸地区保安林改良事業(D工区)特記仕様書

本業務には、鳥取県森林整備事業仕様書(以下「共通仕様書」という。)と共に、この特記仕 様書を適用する。

特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

1 事業実施について

地籍測量の境界杭が設置してあるので、予め監督員と杭の位置を確認し、杭の損傷や移動は絶対に行わないこと。

2 植栽工、静砂工及び防風工の配置(延長)について

植栽木、静砂垣及び防風工の配置(延長)は、計画平面図及び標準図を参考とし、詳細については、現地確認を基に監督員と協議の上、決定するものとする。

3 植栽時期について

植栽の詳細な時期については、現地確認を基に監督員と協議の上、決定するものとする。

4 事業用地への進入について

町道及び法定外公共物(道及び用悪水路。以下、施設という)の通行の際は、交通事故 防止に細心の注意を払い、地域の方々の運転する車両の通行を優先させること。また、通 行にあたり、これら施設を破損等してはならない。

5 D 工区への進入について

畑を横断することから、敷鉄板の設置の上進入すること、また、現地確認を基に監督員と協議の上、指示に従うこと。

6 事業用地について

計画平面図に図示した事業用地以外で土地の形質変更並びに立木の伐採等は固く禁止する。予め監督員と事業用地を確認し、問題が発生しないように努めること。

7 静砂工、防風工及び標識工について

杭木、主柱及び木製標柱は、スギ県産材とする。また、主柱については、タナリス加圧 注入剤を加圧注入処理されたものとする。

8 週休2日対象について

鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領(令和7年5月2日付第202500034083号森林・林業振興局長通知)の対象業務であることから、調達公告時点で最新の同要領に従い週休2日工事を実施し、現場閉所の実績が確認できる資料を工期末の14日前までに提出すること。

平成 15 年 9 月 1 日付森保第 419 号 (一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 68 号 (一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号 (一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号 (一部改正) 令和元年 6 月 25 日付第 201900081731 号

森林整備事業共通仕様書

鳥取県森林整備事業仕様書

第1章 総 則

第1節 通 則

(適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、鳥取県農林水産部が所管する植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業(以下「森林整備事業」という。)の委託に適用する。
- 2 委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」 (平成19年10月1日付第200700072077号農林水産部長通知。以下「検査規程」とい う。)に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければ ならない。
- 3 この仕様書は、森林整備事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の業務に対し 特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 4 特記仕様書、設計図書又は共通仕様書の間に相違がある場合若しくは図面からの読み 取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けな ければならない。
- 5 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書第20条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

(業務現場管理)

- 第2条 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければ ならない。
- 2 受託者は、業務の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害と なるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- 3 受託者は、業務箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼ さないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- 5 受託者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令 の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

- 6 受託者は、業務現場に業務関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板 囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければな らない。
- 7 受託者は、業務現場には一般通行人が見やすい場所に業務名、業務期間、施行主体名、 業務受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置し なければならない。
- 8 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の 事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、す みやかに監督員に報告しなければならない。
- 9 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(施工計画書)

- 第3条 受託者は業務着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、準備工事については、施工計画書 の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することができるものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。なお、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。
 - (1) 現場組織表
- (2) 施工方法
- (3) 計画工程表
- (4) 施工管理計画
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) 環境対策
- (8) その他
- 2 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

(業務の着手)

- 第4条 受託者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り業務契約後30日以内に着手しなければならない。
- 1 着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事 務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう

(業務現場発生品)

第5条 受託者は、業務の施工によって生じた現場発生品は整理集積し、現場発生品調書を 添え、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(業務測量)

- 第6条 受託者は、監督員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。 ただし、業務現場の用地境界杭が既に明らかで、かつ設計図に示された施工区域線と相違 ないと認められる場合で、監督員の承認を受けたときは省略することができる。
- 2 受託者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さが変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
- 3 受託者は、業務に必要な丁張、その他業務の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督員が指示したものについては、確認を受けなければならない。

(施工中の環境への配慮)

第7条 受託者は、業務の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

(官公庁への手続)

- 第8条 受託者は、業務の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- 2 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたとき は、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第9条 受託者は、業務の施工に当たり、関係法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務 の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において 行われなければならない。

(施工管理)

第10条 受託者は、業務施工中において、別に定める鳥取県森林整備事業施工管理基準 (平成15年9月1日付森保第418号農林水産部長通知)により施工管理を行い、業務 終了後、その記録を監督員に報告しなければならない。

(安全管理)

- 第11条 受託者は、業務の施工に当たり、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の 防止を図らなければならない。
- 2 受託者は、施工期間における災害を防止するため、業務箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、業務関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- 3 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- 4 受託者は、業務箇所のイメージアップを図るため、現場事務所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 5 受託者は、業務の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、 事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に指示しなければならない。

(交通安全管理)

第12条 受託者は、業務用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の 落下等による路面の損傷及び路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えな いよう十分に注意しなければならない。

(業務中の検査又は確認)

- 第13条 受託者は、業務施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらか じめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進め てはならない。
- 2 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

(業務検査)

- 第14条 検査規程第2条に規定する中間検査、完成検査及び出来形検査に当たっては、 専門技術者その他立会いを求められた業務関係者が、必ず立ち会って検査を行わなけれ ばならない。
- 2 受託者は、検査のために必要な資料、第10条の施工管理に関する資料の提出及び測量 その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(後片付け)

第15条 受託者は、業務の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び 清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、業務検査に必要なものは監督員 の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第1節 通 則

(適用範囲)

- 第16条 業務に使用する材料は、設計図書に品質、規格を明示した場合を除き、この仕様 書によるものとする。
- **2** 受託者は、設計図書により試験を行うこととしている業務材料については、JIS又は 設計図書で指示する方法により試験を行わなければならない。

第2節 凝化材料

(一般)

第17条 緑化材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとする。

(芝)

- 第18条 芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のない ものとする。
- 2 受託者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等 のないものとしなければならない。また、保管に当たっては、適当に通風を良くし、又は 散水するなど保存に注意しなければなっない。
- 3 人工植生芝の種類及び品質は設計図書によるものとする。

(そだ類)

- 第19条 そだ類は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、次の各号に適合したものとする。
- (1) そだ及び帯梢は、生木で弾力に富む広葉樹とし、用途に適合した品質、形状を有するものとする
- (2) 帯梢の寸法の標準は、長さ3.0 m程度以上、元口径2~4 m、末口径0.6~0.9 c m程度で枝を払ったものとする。
- 2 受託者は、そだ及び帯梢は、通気・保管が可能な繊維シート等で被覆し、散水するなど 乾燥を防ぐように保管しなければならない。

(目 串)

第20条 目串は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、活着容易なヤナギ ウツギ、竹、折れにくい割木等で長さ $15\sim30~\mathrm{cm}$ 、径 $0.8\sim2.5~\mathrm{cm}$ のを標準と する。

(客上等)

第 1 条 客土は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものとする。

(種 子)

- 第22条 種子は、成熟十分で発芽力が良く、病虫害及び雑物の混入していないものとする。
- 2 受託者は、種子の購入に際して保証書等を添付し、発芽率等が不明なものは、発芽試験 を行って、発芽率を確認しなければならない。

(稲わら)

第23条 稲わらは、十分乾燥 形状がそろい、強靭性及び肥効分を備えたもので、雑物 が混入していないものとする。

(肥料等)

- 第24条 肥料は、肥料取締法(昭和25年大律第127号)に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。
- 2 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものとする。
- 3 堆肥は、完熟したものとする。
- 4 消石灰は、JIS規格に適合したものとする。
- 5 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。
- 6 受託者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したも の を使用してはならない。

(萱及び雑草木株)

- 第25条 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また萱及び雑草木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。
- 2 受託者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するように努め、使用までは日時を要する場合は、仮植、ぬれ筵等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう 保管しなければならない。

(苗 木)

- 第26条 林業種苗法(昭和45年法律第89号)の適用を受ける苗木は、同法に基づいて 生産された健全なものを使用すること。
- 2 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達がよいもので病虫害 や外傷のないものとする。

3 受託者は、苗木の購入について監督員から指示がある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(二次製品の緑化材料)

- 第27条 二次製品を用いた緑化材料は、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、 施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。
- 2 受託者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異状がある製品は使用してはならない。

第3節 木 材

(木材)

- 第28条 使用する木材は、使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。
- 2 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き、末口寸法とする。
- 3 受託者は、防腐処理を施した木材を使用する場合は、設計図書によるものとする。
- 4 使用する木材の寸法は、おおむね使用寸法以上かつ支障のでない範囲のものでなければならない。
- 5 受託者は、現地発生の間伐材等を使用する場合、品質、形状等は、監督員の指示によるものとする。

第3章 共 通 施 工

第1節 柵 I

(一般)

- 第29条 受託者は、杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。
- 2 受託者は、杭の打込み深さは、設計図書に明示した場合を除き、出来るだけ杭長の3分 の2以上とし、少なくとも2分の1以上としなければならない。

(編柵工)

- 第30条 受託者は、編柵工の施工に当たり、帯梢を間隙のないように編み上げ、埋め土して活着容易なヤナギ、文ツギ等を挿木し、萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。
- 2 受託者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施行しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。

(木柵及び丸太柵工)

- 第31条 受託者は、木柵及び丸太工の施工に当たり、背板又は丸太を間隙のないように並べ、埋め土して萱及び雑草株を植え付け、踏み聞めて仕上げなければならない。
- 2 受託者は、上端の背板又は丸太は、抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければ ならない。

(鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工)

第32条 受託者は、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

第2節 階段切付工

(階段切付)

- 第33条 受託者は、のり切土砂堆積部分の階段切付けは、土砂をなるべく降雨にさらし、 安定した後に行わなければならない。
- 2 受託者は、階段面は、設計図書に基づき、切り付けなければならない。原則として、平 に階段を切らなければならない。

- 般)

第34条 受託者は、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を取り除き、平滑にしなければならない。

(わら伏工)

- 第35条 受託者は、階段を切って筋工等と併用させる場合は、わらの先端を階段上に埋め 込み、茎の部分を斜面に沿って垂らし、下部は縄を張って押えなければならない。
- 2 受託者は、階段を切らないで施行する筋工等の斜面被覆の場合は、わらを水平に敷き 並べ、その両端を止め縄で止めなければならない。
- 3 受託者は、わらの飛散を防止するための止め縄及び押縄は、斜面長、わらの長さに応じて適切な間隔とし、必要に応じて目串等で縄を押えるものとする。

(むしろ伏工)

- 第36条 受託者は、むしろ伏工の施工に当たり、むしろのわらがのり面に水平になるよう 張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければ ならない。
- 2 受託者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。

(網伏工)

- 第37条 播種をともなう網伏工は、次節に準ずるものとする。
- 2 受託者は、網伏工は、原則として上方から下方に向かって行い、安全に止め釘等で地表面に密着させ、固定しなければならない。
- 3 受託者は、網の連結は、上部の網を上に、下部の網を下にして一目以上重ね、網と同質 以上の材料で連結しなければならない。
- 4 受託者は、網伏工にロープを使用する場合は、次の各号によるものとする。
- (1)施行斜面の周囲の網端部は、ロープで密着固定し、ロープの交点及び必要な箇所をアンカーで固定すること。
- (2) 斜面部分のロープは、網と密着固定し、交点及び必要な箇所をアンカー又は止め釘等で固定すること。

(その他二次製品を用いた伏工)

第38条 二次製品を用いた伏工の施工については、第32条から第35条までに**進**ずる <u>ものとする。</u>

第4節 実播工

(一 炉)

- 第39条 受託者は、必要に応じあらかじめ種子に発芽促進処理を行うことができるものとする。
- 2 受託者は、強風や豪雨の時、又は、播種直後にその恐れがあるときには播種を行っては ならない。

(筋実播工)

- 第40条 受託者は、原則、等高線に沿って溝をつけなければならない。
- 2 受託者は、所定の種肥土を溝に均等に播き込まなければならない。
- 3 受託者は、播種後は、土羽板等で十分打ち固めなければならない。

(斜面実播工)

- 第41条 受託者は、斜面の浮き土砂を処理した後でなければ斜面実播工を行ってはならない。
- 2 受託者は、所定の種肥土を均等にいさわたるように播かなければならない。

第5節 植栽工

(一般)

第42条 植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本節によるものとする。

(植 栽)

- 第43条 受託者は、苗木運搬については、根をむしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取り扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
- 2 受託者は、苗木の仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。
- 3 受託者は、仮植については、根が重くならないようにして並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- 4 受託者は、植付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を 行い、むしろ等で覆って風・光にさらさないようにしなければならない。
- 5 受託者は、苗木を携行するときは、根を露出させないよう必ず苗木袋を使用する等適 切な処置を講じなければならない。

- 6 受託者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度に掘り耕転し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。
- 8 受託者は、植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにいくぶん高めに行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。
- 9<u>受託者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋め戻した後、根張り(又は枝張り)</u>の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を 肥料の深さが3~10cmになるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
- 10 受託者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく避けるものとし、やむを得ず 実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 11 受託者は、気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員に報告しなければならない。

第4章 森 林 整 備

第1節 通 則

(一般)

第46条 森林整備の材料及び施工については、第2章及び第3章によるもののほか、本章によるものとする。

第2節 植 栽

(地拵え)

- 第47条 地拵えは、植栽又は天然下種更新等の予定地に生育する雑草、笹、かん木等を取り除き、植栽や種子の定着に適した環境を整備するために行うもので、次の各項によるものとする。
- 2 受託者は、地拵えについては、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
- 3 受託者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く。
- 4 受託者は、筋地拵えの幅、残す幅、坪地拵えの位置及び範囲(坪の大きさ)については、 設計図書によらなければならない。
- 5 受託者は、伐倒木・枝条等の整理については、監督員の指示がある場合等を除き、植栽 の支障にならないようにするとともに、滑落・移動しないようにしなければならない。

(苗木運搬)

- 第48条 受託者は、苗木の運搬については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
- 2 受託者は、運搬の際には必ず苗木袋等を使用し、根は露出させてはならない。

(仮植)

- 第49条 受託者は、仮植地については、植栽予定地の近くで適地を選定し、事前に耕やしておかなければならない。
- 2 受託者は、苗木の結束を解き1本ずつ根が重ならないように並べ、幹の3分の1から4 分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずむし ろ等で日除けをしなければならない。
- 3 受託者は、仮植周辺地に排水路を掘る、又は、日光の直射を受けぬように処置しなければならない。
- 4 受託者は、乾燥しやすい場所、又はやむを得ず数日をかけ仮植する場合は、むれないように、むしろ等で日覆いをし、適時潅水しなければならない。

(植付け)

- 第50条 植付けは、第43条の規定に準ずるほか、本条によるものとする。
- 2 受託者は、植穴については、掘り出した土砂は破砕し、石礫等は取り除かなければならない。また、地被物を除去して十分に掘り起こし、砕土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取り除かなければならない。なお、土壌条件が不適当な場合は、監督員と協議し、客土等の必要な処置を講じなければならない。
- 3 受託者は、植付け本数及び苗木間、列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があって植え難い場合には、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
- 4 受託者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の 植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を 行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
- 5 受託者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件等により指定期間内に完了が困難となった場合は、すみやかに監督員に報告し、指示を得なければならない。
- 6 受託者は、気象情報により植付け後の活着が十分でない場合は、作業を中止して監督員 と協議し必要な措置を講じなければならない。

(補 植)

第51条 補植は、第45条及び前条の規定に準ずるものとする。

(施肥)

第52条 施肥は、第48条から第44条までの規定に準ずるものとする。

第3節 保 育

(下 刈)

- 第53条 受託者は、下刈りの施工に当たり、笹、雄草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を、原則として海岸部は地際から10cm以下、海岸部以外は15cm以下又は監督員の指示による高さに刈り払わなければならない。
- 2 受託者は、刈払い物については、植栽木を覆わないように存置しなければならない。
- 3 受託者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払い には、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないように刈り払わなければならな

W,

平成 15 年 9 月 1 付森保第 418 号

- (一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 67 号
- (一部改正) 平成 18年3月30日付第20060013566号
- (一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号
- (一部改正)平成20年5月12日付第200800017827号
- (一部改正)平成 21年 6月 29日付第 200900040780 号
- (一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号
- (一部改正) 令和元年 6月 25日付第 201900081731 号

鳥取県森林整備事業施工管理基準

鳥取県森林整備事業施工管理基準

1 目 的

この基準は、農林水産部が所管する森林整備事業の施工について、契約書類に定められた履行期間、業務目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適 用

この基準は、鳥取県森林整備事業仕様書(平成15年9月1日付森保第419号鳥取 県農林水産部長通知)第10条に基づいて定めたものであり、農林水産部及び地方事務 所(東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日 野振興センターをいう。)が発注する森林整備事業に適用する。

ただし、業務の種類、規模、施工条件等により、この基準により難い場合は、監督員 と協議して他の方法によることができる。

3 構成

施工管理は、工程管理、出来形管理及び品質管理から構成される。

4 管理の実施

測定、試験等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、又は所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

ア 業務工程表

受託者は、工程管理を業務内容に応じ作成した業務工程表により行うものとする。

イ 作業週報

受託者は、着手から完了までの期間について、天候、作業内容、出役人員、出来形数量、使用機械、指示、承諾及び協議事項等を記入した作業週報を作成するものとする。

(2) 出来形管理

ア 出来形管理基準

出来形管理の基準は、出来形管理基準(別表 1)によるものとする。ただし、これにより難い場合は、監督員の指示によるものとする。

イ 出来形図面、出来形集計表

- (ア) 出来形図面作成の基本事項は、次の a 及び b によらなければならない。
 - a 出来形の計測及び数量計算の方法は、次により行なわなければならない。
 - (a) 出来形図の作成区分及び数量計算方法は、次表を標準とするものとする。 ただし、次表により難い場合は監督員の指示によるものとする。

	出						の	作	成	区	分	表			
図面						数量計算方法									
	エ	種	平面		正面	Ī	I	断面		圧	関		計算式 方式	両断面 平均方式	数量表示 方式
森	林 整	備等	0	(面積	又门	よ数	量表	示フ	与式)				
注)〇	注)〇 計算式方式とは、図上で計算式を使用して数量計算を行なうもの														
0	数量表	表示方式とは	、延長、本数	女、木	攵数	等で	数量	量を記	十算	する	もの)			

- (b) 構造物等の出来形寸法は、寸法単位(別表2)によるものとする。
- (c) 設計寸法が明示されている場合の出来形寸法は、出来形管理基準(別表 1) の許容範囲で取り扱うが、設計寸法又は許容範囲が明示されていない場合の出来形寸法は、基礎数値以下切捨てとして処理するものとする。
- b 出来形の測量は、テープ、コンパス、GPS機器等を使用する。1測量区画線、寸法等の表示方法は監督員の指示によるものとする。なお、GPS機器を使用して出来形の測量を行う場合は、次のすべてを満たすこと。
 - ① 測量時の捕捉衛星数は、4つ以上であること。
 - ② 補正情報の受信を確認できること。
 - ③ 測点の半数は、PDOP値が4以下であること。
 - ④ 測位日時を含む測位データを添付すること。 (様式は様式1による。)
- (イ) 出来形の測量、図面等の作成は、次の各項によるものとする。
 - a 測量等に携わる者は、施工管理の目的を十分理解するとともに、個人誤差、 測定誤差等をなくすよう努めるものとする。
 - b 測量等によって得られた結果は、すみやかに整理し、監督員に提示できるようにするものとする。
 - c 出来形の測量、図面等の作成は、業務の着手前の測量(以下「起工測量」という。)を実施した場合及び出来形の施工区域の異動があった場合に行うものとし、施工区域に異動がない場合は、起工測量の成果図面をもって出来形の図面とすることができる。
- (ウ) 不可視となる部分の測定は、適時に行い、写真等で判定できるようにするもの とする。

(3) 品質管理

使用材料等の品質管理の基準は、品質管理基準(別表3)によるものとする。また、 特に監督員の指示するものについては、その指示に従い試験又は資料の整備をしなけ ればならない。

(4) 施工記録写真

ア 施工記録写真の分類

施工記録写真は、次のように分類する。

一着工前及び完了写真 施工状況写真(準備工を含む工種別) 一安全管理写真 一材料検収写真 品質管理写真 出来形管理写真 災害写真 その他

イ 写真の色彩及び大きさ等

写真はカラーとし、また、写真の大きさは原則としてサービスサイズ(8.9 cm×11.9 cm)以上とする。ただし、次の場合は、別の大きさとすることができる。なお、施工記録写真帳の大きさは、フリーアルバム又はA4版とする。また、監督員と協議の上、(5)のデジタル写真による撮影、管理、提出することができる。

- (ア) 着工前、完了写真等つなぎ写真とした方がよいもの
- (イ) 監督員が指示するもの
- ウ 施工記録写真帳の提出部数
 - (ア)施工記録写真帳は施工段階ごとに整理し、業務完了時に1部提出するものと する。
 - (イ)監督員が指示する写真については、指示する時期に提出する部数を提出する ものとする。
- エ 施工記録写真の撮影基準

施工記録写真の撮影は、施工記録写真の撮影要領(別表4)を標準とする。

- (ア)写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体と 共に写し込むものとする。
 - a 業務名
 - b 業種等
 - c 位置
 - d 設計寸法
 - e 出来形寸法
- (イ)監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。
- オ 不可視部分の写真管理

不可視となる出来形部分及び完了検査時に確認困難な箇所については、写真により出来形寸法等が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

- カ 施工記録写真撮影の留意事項
 - (ア) 施工の過程、出来形確認、不可視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一 致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるため、撮影時期を失しないよ う、適切かつ正確に行わなければならない。
 - (イ)撮影後は、すみやかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。もし撮影が不完全な場合は、すみやかに撮り直しを行な

うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督員に 報告して、その指示を受けなければならない。

- (ウ) 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。特に、不可視となる場合及び次のaからgまでの場合には、 寸法等を明瞭に撮影するものとする。
 - a 各種構造物の寸法
 - b 埋設構造物及び材料
 - c 災害(崩土)状況
 - d 施工管理状態
 - e 使用材料の寸法
 - f 施工後取り壊されるもの
 - g その他必要と認めるもの
 - (エ) 局部的なものであっても、全体との位置関係を明確にするため、局部ととも に全体も撮影するものとする。
 - (オ) 施工前後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。
 - (カ) 寸法表示をつなぎ写真とする場合、背景に同一物体をいれて撮影するものと する。

(5) デジタル写真

ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾 を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケール等が確認できることを指標とする。

ウ 写真ファイル

記録形式は、JPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

(6) 確認業務

確認業務は、監督基準(別表5)によるものとする。

附則

- この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。 附 則
- この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

出来形管理基準

構造物の種類	項目	基 準	最小許容量	最大許容量	測定基準	備考		
	高 さ -100					①単位は、mm ②設計図(構造図、標準図、模式図等)に表示して		
木製構造物 (建築物を除く)	長さ	L(m)/0.5	-100	-400	毎に別たりる。	ある箇所を測定する。		
(建築物を除く)	幅(厚さ)	-50				③この基準により難い場合は、監督員の指示によ		
	法勾配	±0.5分				వ .		
	7.T E	=p= <u>#</u>			<u> </u>			
-歩道	<u>严 </u>				主些技			
<u> </u>	ᇤᇛ	=几=上米6 <i>1</i> 古 い			50. 左上测宁			
	押具	改可数にめ上			の川井に別た			

工種	項目	基準	測定基準	備考
植栽	面積	設計数値以上		誤差:周囲測量の閉合差 の許容限度は5/100と する。
	植栽本数	-5%(標準地調査による)	標準地調査のとおり	植栽本数で指定する場合 は、設計数値以上
施肥•追肥	重量	設計数値以上		
客土	重量	<u>設計数值以上</u>		
標準地調査		標準地調査は、面積又は箇所でいずれか多 い標準地数を採用		さする。 は2標準地は3標準地は5標準地は5標準地 は3標準地 は5標準地地 地 地 満は2施工地以上 に地未満は3施工地以上 に地未満は4施工地以上

- (注1) 作業の不要地の面積が0.01ha以上及び車道幅員3.0m以上の作業道の部分は除地とする。 (注2) 施工地は大字を1つの単位とする。 (注3) 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。

(別表2)		寸	法	単	位					
		寸法		基礎	数値				適用]
区分	構造物等	') / /	単位	単位	単位		集計	E	高	
		単位	以下 3位止	以下 2位止	以下 1位止	単位止	単位	長さ	(深)さ	幅
	柵工等	m			0		小数第2位止	0	0	0
	伏工	m			0		小数第2位止			\bigcirc
	実播工等	m			0		小数第2位止	0		$\varphi \varphi$
	盛土等	m			Ō		小数第2位止	Ō	0	Ō
面積	下刈、除 伐、本数調 整伐等	ha		0			小数第2位止			
	伐開、除根	m [‡]				0	単位止			
体積	木材	m3				0	小数第1位止			
14个作具	その他	m3			0		小数第2位止			
重量	鋼材	t		0			小数第2位止			
里里	その他	kg				0	単位止			
本数	木材、杭材					0	単位止			
係数	円周率、法 長係数 三角関数、 弧度		0							

1. 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。
2. 端数はすべて四捨五入とする。

(別表3)

品質管理基準

項目	管 理 基 準							
苗木 (山行苗木)	林業種苗法施行令第1条に係る、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロ							
	マツ(以上抜粋)							
	林業種苗法に基づく証票							
苗木 (上記以外)	生産地証明書又は購入伝票							
肥料	保証票(肥料取締法)又は購入伝票							
客土	生産地証明書又は購入伝票							

施工記録写真の撮影要領

撮影区分	撮影事項	撮影内容
	」以示ノザウス	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
業務着手前	15 65 -r	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部
<u> </u>	施工箇所	的なものを撮る。 位置については、固定して完了後も同一箇所から撮ることとする。
完了		位直については、回たして元」後も同一固別がり取ることとする。
施工中	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部
心工中	心工百刀	的なものを撮る。
使用材料	各種材料の	使用資材の搬入、集積、保管等の状況を撮る。
	規格管理状況	
	仮植	仮植地の全景及び苗木の仮植状況について撮る。
	地拵え	施工状況を1施工単位1回以上
植栽	#	
	苗木	形状・寸法を検収時に、各品目毎に1回以上撮る。
	植栽	植穴、植付け、植栽間隔等の状況について各品目毎に1回以上撮る。
		ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。
	実袋	検収時、全量を撮る。 実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。
施肥•追肥	施肥	施工中、1施工単位1回以上撮る。
25.2 .22	7575	植栽木1本当りの施肥量がわかるようカップ等を用いて撮る。
	空袋	完了時、全量を撮る。 検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。
	-	検収時 全量を撮る。
	実袋	実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。
克 工	+t 41 YO	施工中、1施工単位1回以上撮る。
客土	施工状況	植栽木1本当りの客土量がわかるようカップ等を用いて撮る。
	元 垈	完了時、全量を撮る。
		検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。
		施工位置及び構造、施工状況等がわかるように撮る。
その他の	施工状況、出来	間隔、延長等がわかるように、ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。
工種	形、寸法等	特に明視できなくなる部分は施工が適正であることを証明できるように撮
		る 。
災害•被害	施工地の被害状況	被害状況(全景、局部的に数量がわかるもの)、被災時の状況等、被災前後の対比ができるように撮る。
	設計変更箇所	設計変更箇所は、その経緯がわかるよう詳細に撮る。
その他	保安設備	防護柵、災害防止対策、交通安全対策の状況を撮る。

⁽注) 上記以外の写真管理は、鳥取県土木施工管理基準を準用する。

(別表5)

監督基準

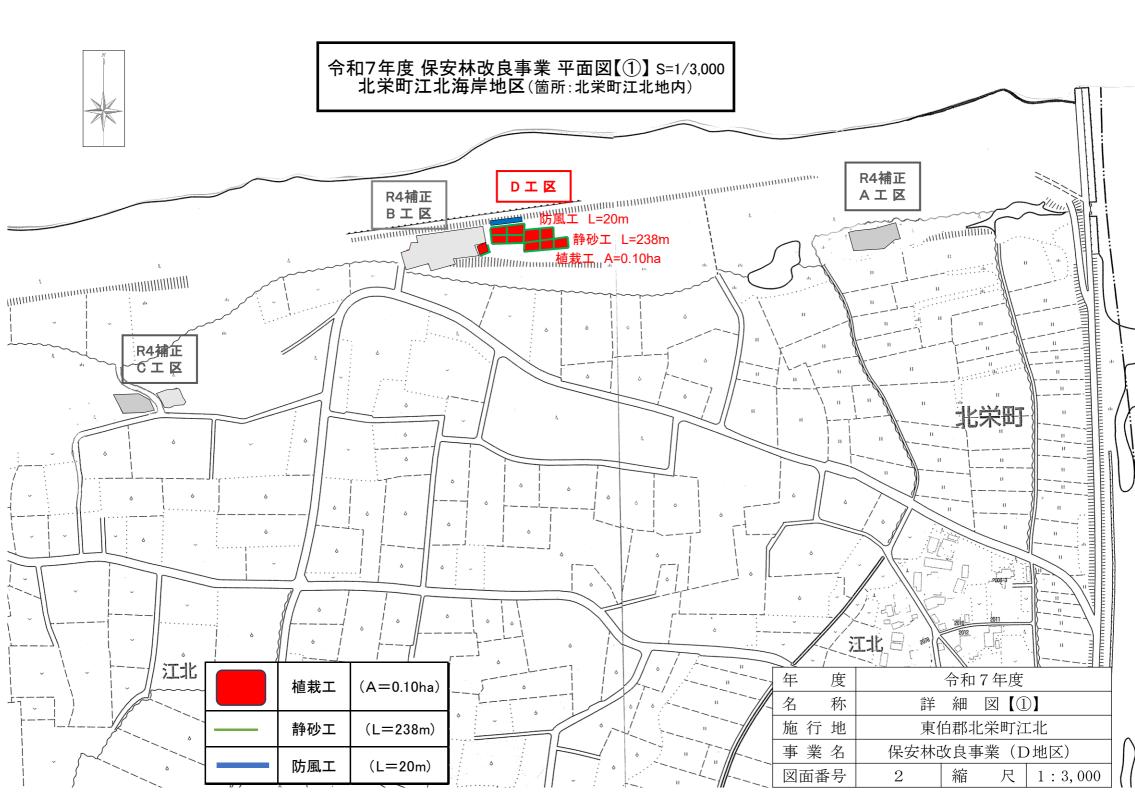
種別	確認項目	確認時期	確認方法	確認頻度				
	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上				
植栽	植穴	完了時	審査又は立会	1回以上				
	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上				
	写真管理	実施状况	審査又は検査	1回以上				
	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上				
 施肥•追肥	THE PART OF THE PA	(注) 実袋にスプレーで番号を付して数量を確認する。						
		施工中、完了後	番査又は立会	1回以上				
	施肥量	1本毎の施肥状	E)植栽木1本当りの施肥量は、カップ等で重量を確認し、 1本毎の施肥状況を確認する。					
		一 一 一	介で行こ土衣で唯心り	00				

(注)上記以外の確認業務は、鳥取県土木工事施工管理基準を準用する。 その他確認業務が必要と考えられる時は、実施すること。

観測手簿(例)

測量日					
測点数			•		
所在地				面積(ha)	
補正方法					
測点名	X座標	Y座標	衛星数	PDOP	観測時刻





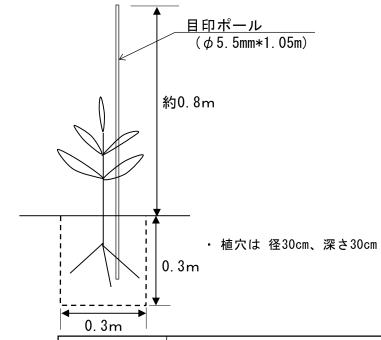
植栽標準図

静 砂 垣

1 (松)	約1. (ア)	4m (松)	【 松	$\widehat{\mathcal{P}}$	(松)	(松)	(P)	**************************************	 約0.7m (松)
約1.4m 2 (ア)	(松)	松		松	松	(P)	(松)	松	約0.7m 松
3 松	(<u>松</u>)		松	松	(2)	松	松	松	(Z)
4 松		松	松	<u> </u>	刬	松	松		松
5 (ア)	松	松	(T)	松	松	松	$\overline{\mathcal{P}}$	松	松
6 松	松	(P)	松	松	松	(P)	松	松	(元) !
7 松	$\widehat{\mathcal{T}}$	松	松	松	(?)	松	松	(?)	松
8 (2)	松	松	松	(\widehat{z})	松	松	$(\widehat{\mathcal{I}})$	松	松
9 松	松	松	(P)	松	松	(P)	松	松	(P)
10 松	2	$(\widehat{\mathcal{T}})$ $\begin{cases} 3 \end{cases}$	4	松 5	$\langle \widehat{\mathcal{F}} \rangle$	松	8	(?)	松 10

植栽本数 5,000本/ha

凡	例	
樹 種	記号	植栽割合
抵抗性クロマツ	松	7. 0
アキグミ	(Z)	3. 0
残 存 木	残	

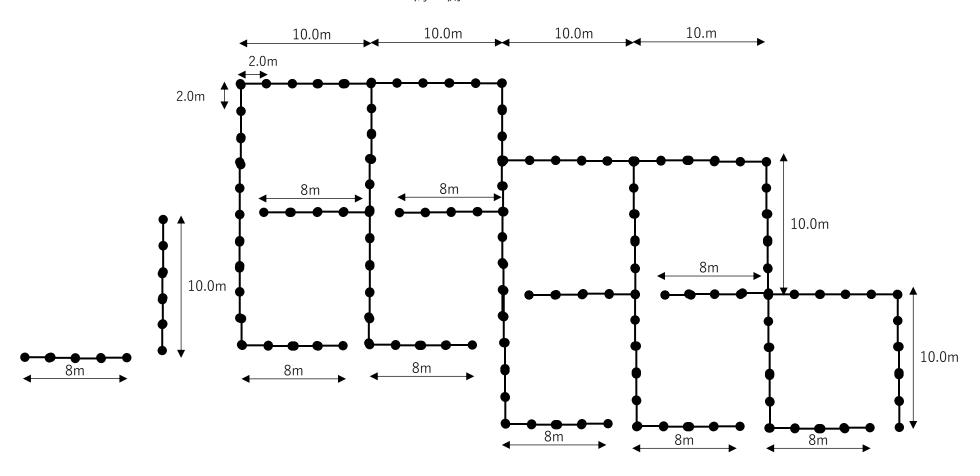


年 度	令和7年度		
名 称	植 栽 工 標 準 図【D工区】		
施行地	東伯郡北栄町江北		
事 業 名	北栄町江北海岸地区保安林改良事業(
図面番号	3 縮 尺		

静砂垣構造図 S=1 : 20<u>側面図</u> <u>正面図</u> <u>結束 亜鉛メッキ鉄線2種</u> #12、2.6mm 竹簣 W=1.2m <u>県</u>産材 , 800 250 、押竹L=4.4m(末口径6cm以上)4つ割り \県産材 、杭木(スギ白木)L=1.8m 末口径10cm以上、県産材 2,000 平面図 押竹 令和7年度 竹簣 施行地 押竹 事業名 図面番号 結束 杭木

静砂工標準図

海側



—— 静砂垣

● 杭木

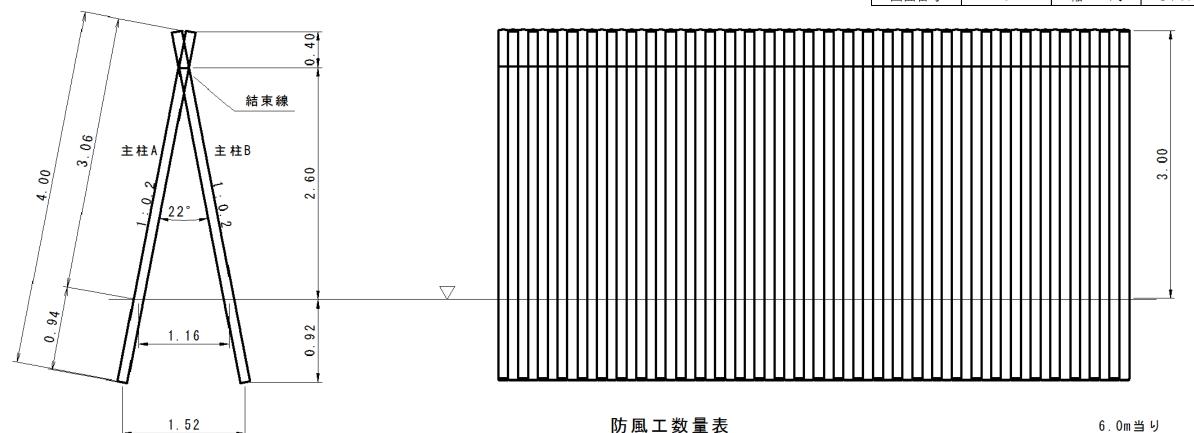
年 度	令和7年度		
名 称	静 砂 工 標 準 図【D工区】		
施行地	東伯郡北栄町江北		
事 業 名	北栄町江北海岸地区保安林改良事業		
図面番号	5 縮 尺		

防風工構造図 S = 1:50

年 度	令和7年度		
名 称	防風工標準施工図【D工区】		
施行地	東伯郡北栄町江北		
事 業 名	北栄町江北海岸地区保安林改良事業		
図面番号	6 縮 尺 1:50		

<u>側面図</u>

正面図



防風工数量表

6.0m当り

名	称	規格	摘要	数量	
		スギ材(防腐処理)、県産材			
主柱	ÈΑ	末口径9~12cm 長さ4.00m		28.0本	
		スギ材(防腐処理)、県産材			
主柱	主Β	末口径9~12cm 長さ4.00m		27.0本	
		亜鉛めっき鉄線2種	1主柱当り1.6mを2つ折りにして使用	88.0m	
結り	束線	#10 3.2mm	1.6m×55本÷15.8m/kg≒5.5kg	(5.5kg)	

参考資料

※以降の添付資料は、請負金額算出のための「資料」であり、契約約款第1項に記述される 「設計図書」に該当するものではありません。

積 算 参 考 資 料

「積算関係資料の注意書き」

本業務は前払い補正の対象外であることから、前払い補正がかからないように設計しています。積算システム上の問題により総括情報表の前払率が40%となっていますが、前払いはしません。

東伯郡北栄町江北

令和7年度 保安林改良事業設計書

北栄町江北海岸地区保育事業 (D工区)

審査者	課長補佐	川島 万幸	
設計者	主 幹	井本 幹彦	

総括情報表

事務所 設計書名	13 中部総合事務所農林局		
│ 変更回数 │ 事業名	0		
適用単価区分	1 実施単価		
│ 適用単価地区 │ 単価適用日	21 北栄町(旧北条町) 00-07.10.10(0)		
諸経費体系 ファイル名	1 治山		
	当 世 代	前世代	
前払率(%) 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 現場環境改善費区分 ICT補正有無 豪雪割増 週休二日補正係数	40 16 森林整備 A 19 補正なし 03 補正しない 00 率分計上なし 00 ICT施工を使用しない 02 豪雪割増あり 12 月単位の週休 2 日		

	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単	価	<u>金</u>	額	備	考
本工事費								X1000	
								-	
植栽工								Y1302 (\(\sum_{\gamma} \cdot \) \(\lambda \) \(\lambda \)	
								_	
	立木切倒し、枝払い切揃え、集積							V00003 00	
	傾斜 0°							_	
	植生疎密度 中	70	本) 施工 第0 -0001号表	071010
	<u>県土整備歩掛準用</u> 機械使用地拵え(草刈機・チェンソー併用)	70	——华					加工 第0 -0001号表 STD05030 00	071010
	灌木地 中高木							A=2,B=7	
	6 n = 0.14 th	0.10	ha					施工 第0 -0003号表	071010
	クロマツ植栽 コンテナ苗							V1001 00	
	H=20cm以上							-	
	見積り@240円/本	350	本					施工 第0 -0004号表	071010
	アキグミ植栽							V1002 00	
	ポット苗 H=50cm以上							-	
	月=500m以上 見積り@400円/本	150	本					施工 第0 -0006号表	071010
静砂工	5518 2 0 10013 7 TH	100						Y1999 (\lambda^*\lambda^*\lambda^*)	07.10.10
								_	
								V2001 00	
	H=1.0m								
								\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
防風工		238	m					施工 第0 -0007号表	071010
りり、黒土								Y1302 (L^* II/1)	
								-	
	*								

07-*****-00000-10

	費目・工種・施工名称など	数量	単 位	単	価	金	額	備	考
防風工								Y2999 (L^*, 1/2)	
								-	
	間伐材防風工							V3001 00	
	H=3.0m スギ県産材							-	
	タナリス加圧注入剤	20	m					施工 第0 -0008号表	071010
作業土								Y2999 (\lambda^*\lambda^*\lambda^*)	07 1010
								-	
	バックホウ掘削(掘削積込、積込)							STD01007 00	
	地山の掘削積込							_A=2,B=1,D=1,E=2	
	林道工事における5,000m3未満 砂	00	0					***	074040
		36	m3					施工 第0 -0009号表 SPK25040020 00	071010
	土砂							A=5, B=1, D=1	
	上記以外(小規模)								
仮設:	井.	32	m3					施工 第0 -0011号表 Y3999 (レベル3)	071010
1以ī又]	貝							13999 (17/1/3)	
								-	
	おとうみょく さし 空 ・ かん・ナ							07500040	
	敷鉄板設置・撤去							STF08010 00 A=1	
		89	m2					施工 第0 -0012号表	071010
	敷鉄板賃料							\$1050029 00	
	22×1219×2438,513kg/枚 賃貸期間100日							A=2, B=1, C=100, D=2	
	 	30	枚					施工 第0 -0014号表	071010
標識工								Y1999 (L^* ll1)	
								_	
		1	基					│ │ 工種 第0001号表	
	* 00000 40	<u> </u>		7 18		1			

07-****-00000-10

	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単	価	金	額	備考
直接工事費	<u> </u>		<u> </u>		1144		нл	1110
運搬費								Z0003
			<u></u>					
	(6) 计学/领先长 11领 萝丁杉 散外长竿)浑抓		式					\$100007 00
	仮設材等(鋼矢板,H鋼,覆工板,敷鉄板等)運搬 運搬距離 10.1km(最寄りの市町役場) 製品長 12m以内							
	建城距離 10.1K (取可りの川町役场) 制品車 12m 大							
	表明及 12 11 12 11 12 11 12 11 12 11 11 11 11	1	式					施工 第0 -0015号表 071010
共通仮設費		<u> </u>						//E工 /30 0010 与农 071010
			式					
共通仮設費計	†							
/+ - = #								
純工事費								
 現場管理費	1							
机物白坯具								
			式					
工事原価								
一般管理費等								
07 *****	1		式					

	費目・工種・施工名称など	数量	量単	位	単	価	金	額	1	 備	 考
工事価格	RH THE NOT HINGC	**		1-1		IMI	<u> </u>	ня		i m	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
工事価格計	1 1 1										
	1 1 1										
	, 1 1										
消費殺等相当	4										
消費税等相当 額計											
HAHI											
	1 1 1		Ī	t t							
工事費計											
	1 1 1										
	1 1 1										
	1 1										
	1										
	1 1										
	1 1 1										
	1 1										
	1										
	1 1 1										
	: 										
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
	1 1										
07 *****	I .			É 177							

工種明細書

Y1999

工種 第0001号表

T 種 。 ぬ T 夕 稔 か ビ	数 量	単位	単 価	金額	備
工 <u>種・施工名称など</u> 木製標柱設置 10cm×10cm×150cm			半	並 誤	W0001
10cm × 10cm × 150cm					110001
防腐加上 スキ県産材					
見積り@30667円/基	1	基			
* *単位当り* *					
デルコン	1	基			
		_			
		-			
; ; ;					

百0-0007

大 工 出 本

立木切倒し、枝払い切揃え、集積	V00003	旃	j T	単位	活 表	that コ	第0 -0001号表		臭(0-0007
近不切倒し、牧払い切削え、条傾 傾 <u>斜 0° 植</u>	*************************************	<i>1</i> , C			4 ・レン <u>備歩掛準用</u>	他上	_ 第0 -0001亏衣	100	本	当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単		金	額	備	100	考	
土木一般世話役							RTPC00009			
	0.99	人					4 4 4 0 0			4
 特殊作業員							1.1*0.9 RTPC00001			1
	2.07	人					K11 000001			
							2.3*0.90			1
普通作業員							RTPC00002			
	3.33	人					0.7*0.00			4
 バックホウ運転							3.7*0.90 STL01006	施丁	第0-0002号	<u> 1</u> 集
ハラフボフ屋報 加-5型[標準型] 山積0.45m3 (平積0.35m3)	5.04	時間					31201000	1167	350-0002 5 A	1.8
		5125					5.6*0.9			1
雑材料							#01			
	3	%								
* * * 合計 * * *	100	本								
 * * 単位当り * *	1	本								
辛四ヨウ	1	4								
			1							

頁0-0008

バックホウ運転

施工単価表 施工第0-0002号表

-ラ型[標準型] 山積0.45m3 (平積0.35m3)	14.			5.6*0	.9	<u>+</u> -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	時間	当
名称・規格など 軽油	数量	単位	単	価	金	額	備 TTPC00013		考	
^{軽油} 小型ローリー(パトロール給油)	8.60	L					111200013			
特殊運転手	0.17	人					RTPC00006			
バックホウ(クローラ型) 標準型・排1 山積0.45/平積0.35m3	1.00	時間					MTPC00010			
* *単位当り * *	1	時間								
A=2 加-ラ型[標準型] 山積0.45m3 (平 C=2 排出ガス対策型1次基準	積0.35m3)		B=1	無し	(土砂類)					
燃料消費量(時間当り)= 60.000(KW)× 0	.144(燃料消費	率) = 8.6	00 (L / h)						

機械使用地拵え(草刈機・チェンソー併用) 灌木地 中高木 名 称 ・ 規 格 な ど

草刈機・チェンソー併用

特殊作業員

普通作業員

* *単位当り**

A=2

諸雑費

					_					
	STD05030	施	įΙ	単位	表	施工	第0 -0003号表			-0009
**								1	ha 考	当り
数	量	単位	単	価	金	額	備 RTPC00001		_ <u>专</u>	
	18.49	人					111 000001	11.7*1.5	58	1
	18.49	人					RTPC00002	11.7*1.5	 S8	
	10.40							11.7		1
	4.00	%					#01			
	1	ha								
	ı	IIa								
			B=7	灌木地	中高木					

クロマツ植栽

V1001

施工单価表 施工第0-0004号表

コンテナ苗	H=20cm以上		見積り	0@240円/本	100 本 当!
名 称 ・ 規 格 な ど	H=20cm以上 数 量	単 位	単 価	金額	備考
普通作業員 植穴掘付	0.47	人			RTPC00002 直径・深さ30cm程度
普通作業員 植付	0.17	人			RTPC00002
松くい虫抵抗性クロマツ コンテナ苗 H=20cm以上	100	本			W0001 見積り@240円/本
目印ポール設置	100	本			V1112 施工 第0-0005号表 治山林道必携仮植歩掛準用
* * * 合計 * * *	100	本			
* *単位当り * *	1	本			

目印ポール設置

V1112

施工単価表 施工第0-0005号表

					1,000 本 当じ
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単 価	金 額	備 考
普通作業員					RTPC00002
	0.17	人			
目印ポール					W0010
5.5mm × L=1.05m	1,000	本			
2.10m製品をカット					見積り@238円 / 本
	4 000				
* * * 合計 * * *	1,000	本			
 * * 単位当り * *	1	本			
^ ^ 単位ヨリ ^ ^ 	I	4			
		1			

アキグミ植栽

V1002

施工単価表 施工第0-0006号表

<u>ポット苗</u>	H=50cm以上		- 見積り	@400円/本	100	本 当り
名称・規格など	数量	単位	単 価	金 額		考
普通作業員	0.47	人			RTPC00002	
普通作業員	0.17	人			RTPC00002	
アキグミ ポット苗 H=50cm以上	100	本			W0002 見積り@400円/本	
目印ポール設置	100	本			V1112 施工 第0-00)05号表
* * * 合計 * * *	100	本				
* *単位当り* *	1	本				

V2001

施工単価表 施工第0-0007号表

1.0m		<u>, </u>			<u>10 m</u>
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単 価	金額	備考
普通作業員	0.63	人			RTPC00002
杭木 L=1.8m 末口径10cm以上 丸棒加工 県産材	5	本			W0001 見積り@3,000円/本
竹簾 長さ2.0m 幅1.2m	5	枚			W0001 見積り@7,200円/枚
押竹 長さ4.4m以上、末口径6cm以上 4つ割り	10	本			W0001 見積り@1,300円/本
亜鉛メッキ鉄線 #12 2.6m	0.4	k g			W0001 建設物価2025・10月号P.57
* * * 合計 * * *	10	m			
* *単位当り * *	1	m			

間伐材防風工

施工単価表

V3001

施工 第0 -0008号表

頁0-0014

タナリス加圧注入剤 価 全 🥱 スギ県産材 H=3.0m名称・規格など 数 量 単 位 備 主柱(スギ皮むき素丸太) W0001 L=4.0m 末口径9~12cm 55 本 県産材 防風加工処理 見積り@8268円/本 亜鉛メッキ鉄線 W0001 2種 5.5 k g #10 3.2m 建設物価2025·10月号P.57 土木一般世話役 RTPC00009 0.09 人 普通作業員 RTPC00002 0.37 人 * * * 合計 * * * m * *単位当り* * 1 m

07-*****-00000-10

鳥取県

頁0-0015

バックホウ掘削(掘削積込、積込)

施工単価表 施工第0-0009号表

地山の掘削積込林道	工事における5,	000m3未満	砂				. >150 0000 5 50	100	m3	当じ
名称・規格など	数量	単 位	単	価	金	額	備		考	
バックホウ運転 C型[後方超小旋回型]山積0.45(平積0.35m3) 超低騒音(排出ガス対策型2014年規制)	1.61	日					STL01076	施工 10 ————	第0-0010号表 0/62	
諸雑費	1	式					#91			
* * * 合計 * * *	100	m3								
* * 単位当り * *	1	m3								
A=2 地山の掘削積込 D=1 砂			B=1 E=2	林道工事 障害あ!	事における5,)	,000m3未	満			

頁0-0016

バックホウ運転

STL01076

施工単価表 施工第0-0010号表

型[後方超小旋回型]山積0.45(平積0.35m3) 超低		寸策型2014年	年規制)	/ =			1	<u>日</u>	当!
名称・規格など	数量	単位	単	価	金額	備		考	
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	65.00	L				TTPC00013			
特殊運転手	1.00	人				RTPC00006			
バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回・超低騒音・排2014 山積0.45/平積0.35m3	1.49	供用日				M1020703			
* * 単位当り * *	1	日							
A=14 C型[後方超小旋回型]山積0.45(平 C=0 労務単価の夜間等割増率 E=65 軽油消費量 (L/日)	^Z 積0.35m3)		B=1 D=11 F=1	超低騒音	製料割増 無し 新(排出ガス対策型20 務数量 (人/日)	014年規制)			
G=1.49 機械損料数量 (供用日/日)									

当り

頁0-0017

埋戻し 土砂

上記以外(小規模) 抽准出/曲. 古担畄価様式と・

上7岁	上記以外(小观像				I	言 ヨワ
機械構成比: 8.87% 労務構成比:	87.15% 材料	料構成比: 3.98%	市場単価構成比:	0.00%	標準単価:	
代表機労材規格	構成比	単価(積算地区)	代表機労材	規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型)		バ	ックホウ(クローラ型)			MTPC00083
後方超小旋回型・排2	8.27%		後方超小旋回型・排2 [´]			MTPT00083
山積0.28/平積0.2m3			山積0.28/平積0.2m3			
タンパ及びランマ		夕	ンパ及びランマ			MTPC00048
	0.60%		ランマ			MTPT00048
質量60~80kg	0.00%		フラス 質量60~80kg			W11 100040
貝里00 00kg			貞重00 00kg			
		36.3				RTPC00002
目述作未見	50.03%	= -	地下未只			RTPT00002
	50.03%					KIPIUUUU2
ᆙᆂᄭ <i>ᅜ</i> ᄬᄝ		#±:	ᅲᄽᄆ			RTPC00001
特殊作業員	40.05%	१उ १	殊作業員			
	19.35%					RTPT00001
<u> </u>		\ -	±= / 4+ \			DTDOOOOO
特殊運転手	4	連!	転手(特殊)			RTPC00006
	17.77%					RTPT00006
+714		+77	NA 118 1 - 11 /ANA			
軽油		単全	油パトロール給油			TTPC00013
小型ローリー (パトロール給油)	3.14%					TTPT00013
183.4113		19.	,,,,,, L L =	. Is		
ガソリン		ガ [*]	ソリンレギュラースタン	ソド		TTPC00014
レギュラー スタンド	0.84%					TTPT00014
積算単価		積	算単価			EP001
A=5 上記以外(小規模)		[B=1 土砂			
D=1 -(全ての費用)						

敷鉄板設置・撤去

施工単価表

STF08010

施工 第0 -0012号表

頁0-0018

100 名称・規格など 数 量 単位 単 金 額 土木一般世話役 RTPC00009 0.152 人 とびエ RTPC00004 人 0.152 9 普通作業員 RTPC00002 人 0.152 機-28_バックホウ運転(賃料) S9035 施工 第0-0013号表 クレーン付2.9t吊 山積0.8m3 0.152 日 9 土木一般世話役 RTPC00009 人 0.143 9 とびエ RTPC00004 0.143 人 9 普通作業員 RTPC00002 人 0.143 施工 第0-0013号表 機-28_バックホウ運転(賃料) S9035 クレーン付2.9t吊 山積0.8m3 0.143 日 諸雑費 #09 1 % * * * 合計 * * * 100 m2**単位当1)** m2 設置・撤去 A=1

施工単価表 施工第0-0012号表

敷鉄板設置・撤去

STF08010

					100	m2 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単価	金額	備	考
土木一般世話役(設置) = 1 * 100 / D = 1 *	100 / 656 = 0.	152(人) 小	数第4位四捨五入小数第	第3位止め		
とび工(設置) = 1 * 100 / D = 1 * 100 / 65	6 = 0.152(人)	小数第4位图	四捨五入小数第3位止め			
普通作業員(設置) = 1 * 100 / D = 1 * 100	/656 = 0.152(人) 小数第	4位四捨五入小数第3位	止め		
バックホウ(クローラ型)運転(設置) = 100 /	D = 100 / 656	= 0.152(日) 小数第4位四捨五入/	小数第3位止め		
土木一般世話役(撤去) = 1 * 100 / D = 1 *	100 / 701 = 0.	143(人) 小	数第4位四捨五入小数第	第3位止め		
とび工(撤去) = 1 * 100 / D = 1 * 100 / 70	1 = 0.143(人)	小数第4位图	四捨五入小数第3位止め			
普通作業員(撤去) = 1 * 100 / D = 1 * 100	/ 701 = 0.143(人) 小数第	4位四捨五入小数第3位	正め		
バックホウ(クローラ型)運転(撤去) = 100 /						
		,				

頁0-0020

施工単価表 施工第0-0013号表

後-28_バックホウ運転(賃料) 'レーン付2.9t吊_山積0.8m3 名称・規格など	\$9035	万	立上	单位	入表	施工	第0 -0013号表	1	日	-0020 当!
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単	価	金	額	備		考	
特殊運転手	1.00	人					RTPC00006			
軽油 小型ローリー(パトロール給油)	119.00	L					TTPC00013			
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン付) 山積0.8m3(平積0.6m3) 吊能力2.9t	1.06	供用日					KTPC00006			
諸雑費	1	式					#91			
* * 単位当り * *	1	日								
A=19 クレーン付2.9t吊_山積0.8m3 C=1 運転労務数量(人/日)			B=119 D=1.06	軽油消 機械賃料	量(L/日) 科数量(供用	日/日)				

頁0-0021

施工単価表 施工第0-0014号表

第33571以貝です 22×1219×2438.513kg/枚	51050029 賃貸期間100日	, ,,,		— тр	1 1	旭工	_ 第0 -00145衣	1 枚	当り
22×1219×2438,513kg/枚 名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単	価	金	額	備	考	
(賃料)鉄板 22×1219×2438,513kg/枚 180日以内	100.000	枚・日					K0100055		
(賃料)鉄板 22×1219×2438,513kg/枚 整備費	1.000	枚					K0100061		
諸維費	1	式					#91		
単位当り	1	枚							
A=2 22×1219×2438,513kg/枚 C=100 敷鉄板賃貸期間 (日)		B D	3=1)=2	賃料 整備費有	ΞIJ				

施工単価表 施工第0-0015号表

仮設材等(鋼矢板,H鋼,覆工板,敷鉄板等)運搬

	H長 12m以内							1	式	当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単	価	金	額	備		考	
基本運賃 運搬距離 10.1km 製品長 12m以内 運搬質量 15.39t	1.000	式					\$1000009	施工	第0-0016号表	
往復 							+00			
積込み,取卸しに要する費用	1.000	式					S1000009	施工	第0-0017号表	
* *単位当り * *	1	定								
A=10.1 運搬距離(km) C=1 -			B=1 D=1	12m以内 -						
E=15.39 運搬質量(t) H=1 - 基地積込み・取卸し,現場積込み	・取卸し		F=1 J=1	-						

基本運賃

施工単価表 施工第0-0016号表

運搬距離 10.1km 製品	長 12m以内 運掘 数 量	・ 般質量 15.3	39t	–		1167	· 为0 -0010与农	1	<u>式</u> 考	当り
名称・規格など	数量	単位	単	価	金	額	備	•	 考	
運搬距離 10.1km 製品 <u>製品 名 称 ・ 規 格 な ど</u> 基本運賃	1.000	式	·				JU001		<u> </u>	
t当り基本運賃	15.390	t					E0001			
* * 単位当り * *	1	式								
A=1 基本運賃 C=1 12m以内			B=10.1 D=15.39	運搬距离 運搬質量	隹(km) 量(t)					
		1								

積込み,取卸しに要する費用

施工単価表 施工第0-0017号表

名称・規格など 数量単位単価金額 仮設材積込み費(基地) 15.390 t 仮設材取卸し費(現場) 15.390 t 仮設材積込み費(現場) 15.390 t 仮設材取卸し費(基地) 15.390 t **単位当り** 1 式 A=5	考
仮設材取卸し費(現場) 15.390 t KR00E009 (現場) 15.390 t KR00E008 (R00E008 t	
仮設材積込み費(現場) 15.390 t KR00E008 KR00E007 t が は	
(仮設材取卸し費(基地) 15.390 t KR00E007 t	
15.390 t **単位当り** 1 A=5 積込み,取卸しに要する費用 D=15.39 運搬質量(t)	
A=5 積込み,取卸しに要する費用 D=15.39 運搬質量(t)	
A=5 積込み,取卸しに要する費用 D=15.39 運搬質量(t) K=1 基地積込み・取卸し,現場積込み・取卸し	

数 量 計 算 書

業務名	北栄町江北海岸均	也区保安林改良事業(D工E	₫)	事業区分	
	<u> </u>	+FI +/z)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	業務区分	松 冊
	重別・細別 	規 格	単位	数量	摘 要
<合計>					
植栽工			ha	0. 10	植栽密度:5,000本/ha
静砂工			m	238	格子状(縦10m×横10m)に設置
防風工			m	20	H=3. Om
〈内訳〉					
植栽工					
	立木切倒、枝払、集積		本	70	傾斜0°、植生疎密度 中
	地拵え		ha	0.10	灌木地 中高木
	松くい虫抵抗性クロマツ (コンテナ苗)	2年生 苗長20cm以上	本	350	(クロマツ:アキク゛ミ=7:3)
	アキグミ (ポット苗)	苗長50cm以上	本	150	
静砂工					
	静砂垣	竹簣 (H=1.0m)	m	238	
防風工					
	間伐材防風工	H=3.0m	m	20	スギ県産材、防腐処理加工
	バックホウ掘削		m3	36	
	埋戻し		m3	32	
仮設					
	敷鉄板設置・撤去	22cm×1219cm×2438cm, 513kg	枚	30	89m2、100日間
標識工					
	木製標柱設置	スギ県産材 (10cm×10cm×150cm)	基	1	